

第 6 7 号議案

足立区障がい者通所支援施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい者通所支援施設条例の一部を改正する条例

足立区障がい者通所支援施設条例（平成 2 1 年足立区条例第 1 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「第 5 条第 6 項」を「第 5 条第 7 項」に改め、
同項第 2 号中「第 5 条第 1 4 項」を「第 5 条第 1 5 項」に改め、同項第
3 号中「第 5 条第 1 5 項」を「第 5 条第 1 6 項」に改め、同項第 4 号中
「第 5 条第 2 1 項」を「第 5 条第 2 2 項」に改める。

第 6 条第 2 号中「訓練給付費」を「訓練等給付費」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から適用す
る。

（提案理由）

障害者自立支援法の改正により規定を整備する必要があるので、この
条例案を提出いたします。